

第30次地方制度調査会答申（地方中枢拠点都市部分）【抜粋】

（「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日））

第1 大都市を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題

1 現状認識

（1）我が国における今後の基礎自治体の役割

人口減少下にあっても、経済を持続可能なものとし、国民が全国で安心して快適な暮らしを営んでいけるような国づくりが必要となっている。このためには、まず、人々の暮らしを支え、経済をけん引していくのにふさわしい核となる都市やその圏域を戦略的に形成していくことが必要である。その上で、全国の基礎自治体が人々の暮らしを支える対人サービスをどのような形で持続可能に提供していくかが問われているのである。

三大都市圏（東京圏、関西圏、名古屋圏）においては、これまで比較的緩やかであった高齢化が今後急速に進行するとともに、高度経済成長期に整備した社会資本が一斉に更新期を迎える。三大都市圏では、このように増加する行政課題に対応しつつ、経済の成熟化、グローバル化の進展など、構造的な転換期を迎える中で、引き続き我が国の経済をけん引する役割を果たすことが求められている。

指定都市、中核市、特例市のうち地域の中核的な役割を果たすべき都市（以下「地方中枢拠点都市」という。）を核とする圏域においては、地方中枢拠点都市を中心とする広域連携を進め、三大都市圏と並んで地域の個性を発揮し、我が国の経済をけん引する役割を力強く果たしていくことが求められている。

また、地方圏のうち地方中枢拠点都市を核とする圏域以外の地域についても、中心市と近隣の基礎自治体との間で都市機能の「集約とネットワーク化」を進めることによって、引き続き住民が安心して生活できる基盤を維持していくことが必要である。

新たな広域連携について

◎ 新たな広域連携

(第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日総理手交))

地方圏

- ・ 「**地方中枢拠点都市**」を中心とした連携(地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置)
- ・ それ以外の定住自立圏施策の対象地域では**定住自立圏**(人口5万人程度以上で昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)の取組を一層促進
- ・ 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、**都道府県による補完**も選択肢

三大都市圏

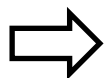
- ・ 同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、**双務的な役割分担**を促進



○ 地方公共団体間の「柔軟な連携」を可能とする仕組みを制度化

地方公共団体間で「**連携協約**」を締結できる新たな仕組みを導入

- ・ 地域の実情に応じて地方公共団体間で締結、紛争解決の手續もビルトイン
- ・ 事務分担だけでなく、政策面での役割分担等についても、自由に盛り込むことが可能(例…圏域全体を見据えたまちづくりの方向性)
- ・ 別組織(組合や協議会)を作らない、より簡素で効率的な相互協力の仕組み



- ・ **自由度を拡大して、より一層の広域連携を促進。**
- ・ **産学金官民の連携によるシティリージョンも推進。**

地方圏

連携中枢都市(圏)

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)の中で、「地方中枢拠点都市圏」を含む複数の都市圏概念が「連携中枢都市圏」に統一された。

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市(人口20万人以上)が近隣市町村と連携して形成する圏域において市町村が締結する「連携協約」に、以下の役割ごとに具体的な取組を記載。

① 圏域全体の経済成長のけん引

都市圏域内の多様な資源・企業・人材を動員し、連携中枢都市が成長のエンジンとなり、産学金官民が連携して地方の経済をけん引

② 高次の都市機能の集積・強化

都市圏域全体に対する高度・専門的なサービスを提供し、グローバルな人材が集まってくる環境を構築

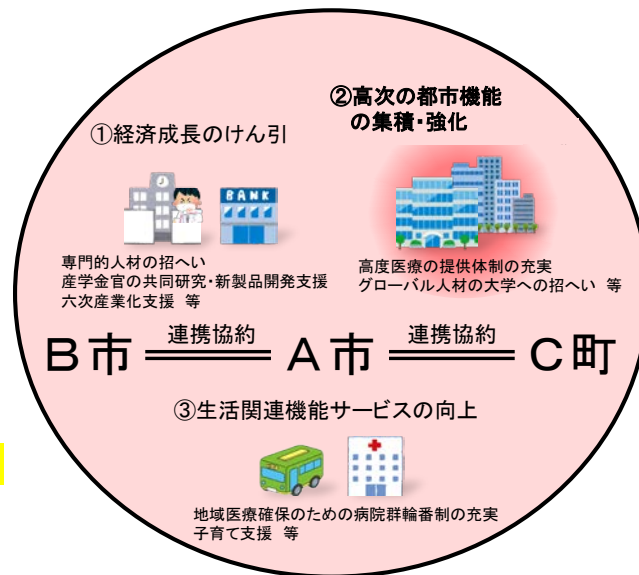
③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

都市圏域全体の利便性を向上し、近隣市町村の住民のニーズにも対応

- 上記役割に応じて、連携中枢都市となる市に対して**地方財政措置(普通交付税及び特別交付税)**。

③の役割については、連携中枢都市と近隣市町村が協働しながら果たしていくものであることから、双方に対して地方財政措置。

- **連携中枢都市の首長と近隣市町村の首長とが定期的に協議**すべきことを「連携協約」に記載し、丁寧な調整を担保。



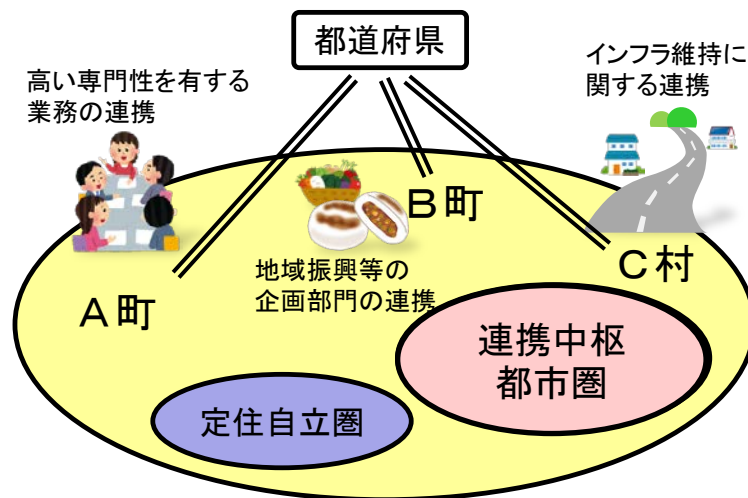
定住自立圏

- 中心市(人口5万人程度以上)と近隣市町村が連携して実施する圏域の取組を、連携中枢都市圏以外の定住自立圏構想の対象地域では、一層推進。
- 医療・福祉、公共交通、経済活性化の取組について財政措置を拡充。

地方圏

条件不利地域における市町村と都道府県の連携

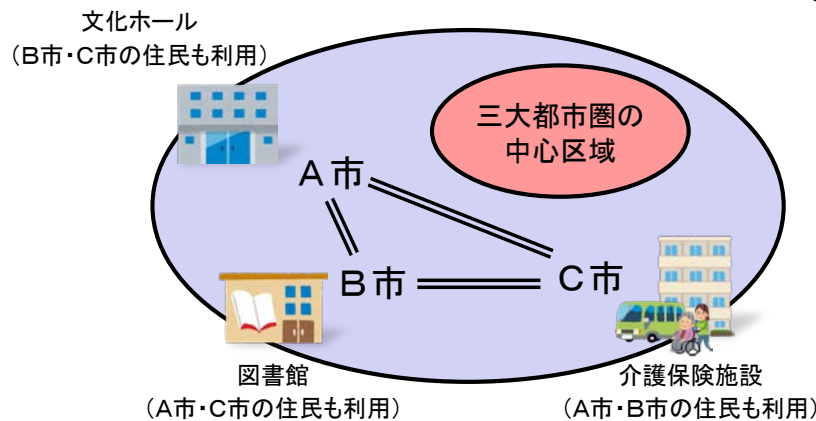
- 連携中枢都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携では課題の解決が難しい場合は、都道府県との連携も選択肢。
- **専門性が要求される各種社会福祉関連業務やインフラ維持に関する業務、地域振興等の企画部門の業務等**について、**地域の実情に応じて対象事務や連携方法を協議**して「連携協約」に記載。
- 平成26年度実施の先行的モデル構築事業を検証し、支援措置のあり方についても検討。



三大都市圏

水平的・相互補完的、双務的な連携

- 現在は広域連携が進んでいないことを前提に、まずは、喫緊の課題である**公共施設**や**介護保険施設**のあり方等について、連携を検討し、これを端緒として「連携協約」に基づく連携を推進。
- 平成27年度に広域連携促進事業を実施し、その後、支援措置のあり方についても検討。



第3 1次地方制度調査会「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」の概要

I 地方行政体制のあり方

- ・人口減少社会の中で、市町村が、地域経営の主体として、人口減少対策を講じつつ、引き続き持続可能な形で行政サービスを提供する必要。
- ・人口減少社会において、行政コストが増大する一方で資源に限られる中で、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではない。

1 広域連携等による行政サービスの提供

- ・平成26年の改正地方自治法により新たに設けられた連携協約等を活用し、地方圏や三大都市圏それぞれの特性に応じた方法により推進すべき。
 - ・圏域内に、昼夜間人口比率が1以上の2つの中心的な市が隣接している場合（複眼型）においては、連携中枢都市になり得る。
 - ・一定規模の圏域内に、規模・能力が一定以上の都市が複数存在するような場合には、**連携中枢都市圏等以外の広域連携**があり得る。

2 外部資源の活用による行政サービスの提供

- ・従来の地方公共団体間の事務の共同処理の仕組みの他に、市町村業務について効率的に処理する方策として、外部資源を活用し、かつ、共同で行える仕組みを充実することも重要な選択肢の一つ。
 - ・窓口業務のように、**公権力の行使にわたるものを含めた包括的な業務について、地方独立行政法人の活用を制度上可能とすることも、**選択肢の一つ。**地方独立行政法人を地方公共団体が共同で活用**することも選択肢の一つとして考えられる。

➡ 以上のような地方行政体制を確立することが、人口減少対策を的確に講じることにつながる。

II ガバナンスのあり方

- ・地方公共団体は、人口減少社会において合意形成が困難な課題について解決することが期待されている。
 - ・住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、地方公共団体の事務の適正性の確保の要請が高まる。
- 長、監査委員等、議会、住民が、役割分担の方向性を共有しながら、それぞれが有する強みを活かして事務の適正性を確保することが重要。

1 長

- ・**内部統制を制度化**すべき
- 全ての長に内部統制体制を整備及び運用する権限と責任があることを明確化。ただし、具体的手続きは団体の規模に配慮。

2 監査委員等

- ・監査の実効性や独立性・専門性の向上
- **地方公共団体共通の統一的な基準の策定や監査委員の研修**を行うとともに、**監査を支援する全国的な共同組織の構築等**が必要。

3 議会

- ・議会は議会としての監視機能を適切に発揮すべき
- **決算不認定の指摘事項に対する長の説明責任を果たす仕組み、議選監査委員設置の選択制の導入。**

4 住民

- ・住民がチェックできるよう、透明性を確保すべき
- ・ガバナンス全体の見直しとあわせて、**軽過失の場合の長等への責任追及のあり方**の見直しや**違法性等を確認する仕組みの創設、権利放棄の手続の整備等の住民訴訟制度等**の見直しをすべき

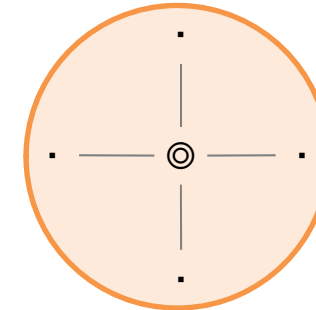
➡ これらの見直しは、地方公共団体に対する住民からの信頼を向上させ、人口減少社会に的確に対応することにも資する。

1-1 広域連携等による行政サービスの提供

<p>地方圏</p>	<p>(1) 市町村間の広域連携が可能な地域</p> <p>① 連携中枢都市圏等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携中枢都市圏(※1)や定住自立圏が人口減少社会に的確に対応するためのプラットフォームとして重要。 ・圏域内に、昼夜間人口比率が1以上の2つの中心的な市が隣接している場合(複眼型(※2))においては、連携中枢都市になり得る。 ・連携中枢都市圏等の取組を進めるため、連携中枢都市等には移譲されているが、近隣市町村に移譲されていない事務について、都道府県は条例による事務処理特例制度を活用して積極的に権限移譲すべき。 <p>② 連携中枢都市圏等以外の広域連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模の圏域内に、規模・能力が一定以上の都市が複数存在するような場合には、連携中枢都市圏等以外の広域連携(※3)があり得る。
	<p>(2) 市町村間の広域連携が困難な地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の補完が一つの方策として有用。 ・市町村と都道府県の合意が前提。 ・都道府県の補完は、市町村の申出等により行うこととすべき。 ・都道府県に事務を処理する体制が必要。 ・都道府県と市町村の事務分担の違いにより補完の実施の困難度が異なるため、計画的に考えるべき。 ・補完の方法は、連携協約や事務の代替執行も含め、事務の共同処理の仕組みを地域の実情に応じて活用することが重要。
<p>三大都市圏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・核となる都市と近隣市町村との間の連携ではなく、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用だが、十分に進捗しているとは言いがたい。 ・公共施設等総合管理計画の策定や市町村の境界における福祉サービスのあり方等の議論をきっかけに、進めることが有用。 ・三大都市圏の都道府県は、市町村間の広域連携を積極的に推進すべき。

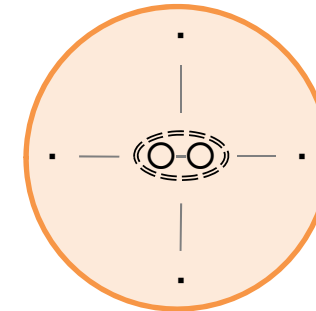
※1 連携中枢都市圏：

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏



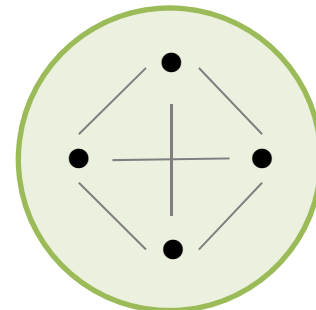
◎：連携中枢都市
・：近隣市町村
—：連携協約

※2 連携中枢都市圏（複眼型）



○：昼夜間人口比率1以上の市
・：近隣市町村
—：連携協約

※3 連携中枢都市圏等以外の広域連携



●：規模・能力が一定以上の市町村
—：連携協約

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像

長期ビジョン

中長期展望(2060年を視野)

I. 人口減少問題の克服

◎2060年に1億人程度の人口を確保

- ◆人口減少の歯止め
 - ・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8
- ◆「東京一極集中」の是正

II. 成長力の確保

◎2050年代に実質GDP

成長率1.5~2%程度維持
(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

総合戦略(2015~2019年度の5か年)

基本目標(成果指標、2020年)

「しごと」と「ひと」の好循環作り

地方における安定した雇用を創出する

- ◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
(15~34歳の割合:92.2%(2013年)
(全ての世代の割合:93.4%(2013年))
- ◆女性の就業率 2020年までに73%
(2013年70.8%)

地方への新しいひとの流れをつくる

- 現状:東京圏年間10万人入超
- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
 - ・地方→東京圏転入 6万人減
 - ・東京圏→地方転出 4万人増

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合
40%以上(2013年度19.4%)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率
55%(2010年38%)
- ◆結婚希望実績指標 80%(2010年68%)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標
95%(2010年93%)

好循環を支える、まちの活性化

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆地域連携数など
※目標数値は地方版総合戦略を踏まえ設定

主な重要業績評価指標(KPI)(※1)

- 農林水産業の成長産業化
6次産業市場 10兆円:就業者数5万人創出
- 訪日外国人旅行消費額3兆円へ(2013年1.4兆円):雇業者数8万人創出
- 地域の中核企業、中核企業候補1,000社支援:雇業者数8万人創出
- 地方移住の推進
:年間移住あっせん件数 11,000件
- 企業の地方拠点強化
:拠点強化件数 7,500件、雇業者数4万人増
- 地方大学等活性化:自県大学進学者割合平均36%(2013年度32.9%)
- 若い世代の経済的安定:若者就業率78%(2013年75.4%)
- 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
:支援ニーズの高い妊産婦への支援実施100%
- ワーク・ライフ・バランス実現:男性の育児休業取得率13%(2013年2.03%)
- 「小さな拠点」の形成
:「小さな拠点」形成数
- 定住自立圏の形成促進
:協定締結等圏域数 140
- 既存ストックのマネジメント強化
:中古・リフォーム市場規模 20兆円(2010年10兆円)

主な施策

- ①地域産業の競争力強化(業種横断的取組)
 - ・包括的創業支援、中核企業支援、地域イノベーション推進、対内直投促進、金融支援
 - ②地域産業の競争力強化(分野別取組)
 - ・サービス産業の付加価値向上、農林水産業の成長産業化、観光、ローカル版クールジャパン、ふるさと名物、文化・芸術・スポーツ
 - ③地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策
 - ・「地域しごと支援センター」の整備・稼働
 - ・「プロフェッショナル人材センター」の稼働
- ① 地方移住の推進
 - ・「全国移住促進センター」の開設、移住情報一元提供システム整備
 - ・「地方居住推進国民会議」(地方居住(二地域居住を含む)推進)
 - ・「日本版CCRC※2」の検討、普及
 - ② 地方拠点強化、地方採用・就労拡大
 - ・企業の地方拠点強化等
 - ・政府関係機関の地方移転
 - ・遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワーク)の促進
 - ③ 地方大学等創生5か年戦略
- ①若者雇用対策の推進、正社員実現加速
 - ②結婚・出産・子育て支援
 - ・「子育て世代包括支援センター」の整備
 - ・子ども・子育て支援の充実
 - ・多子世帯支援、三世帯同居・近居支援
 - ③仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現(「働き方改革」)
 - ・育児休業の取得促進、長時間労働の抑制、企業の取組の支援等
- ①「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成支援
 - ②地方都市における経済・生活圏の形成(地域連携)
 - ・都市のコンパクト化と周辺等のネットワーク形成
 - ・「連携中枢都市圏」の形成、定住自立圏の形成促進
 - ③大都市圏における安心な暮らしの確保
 - ④既存ストックのマネジメント強化

※1 Key Performance Indicatorの略。政策ごとの達成すべき成果目標として、日本再興戦略(2013年6月)でも設定されている。

※2 米国では高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービスを受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体(Continuing Care Retirement Community)が約2,000カ所ある。

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015 改訂版) (抜粋)

(平成27年12月24日閣議決定)

3. 政策パッケージ

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携

A まちづくりにおける地域連携の推進

【施策の概要】

地方では、人口の流出が続き、地域経済の縮小、生活の利便性の低下等が問題となっており、それぞれの地域ごとに人口の流出に歯止めをかけ、活力ある経済・生活圏の形成のための地域連携を推進することが課題となっている。

このため、人口20万人以上の市を中心として、経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上の機能を備えた「連携中枢都市圏」を新たに形成し、人口減少社会においても一定の人口を確保し、活力ある社会経済の維持に取り組んでいく。

連携中枢都市圏の推進に当たっては、人口や行政サービス、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や都市構造の面も重視した連携を構築する。

なお、新たな都市圏の形成は、地方の自主性に基づくものであることを尊重する。

【主な重要業績評価指標】

■ 連携中枢都市圏の形成数: 30圏域を目指す(2015年10月時点4圏域)

連携中枢都市圏の形成の動き

平成28年5月1日現在

圏域名 (連携中枢都市)	連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	連携市町村	圏域人口等
1 播磨圏域連携中枢都市圏 (姫路市)	H27年2月13日	H27年4月5日締結式	H27年4月5日公表	【兵庫県】相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、赤穂市(計:7市8町)	1,327,193人 (うち姫路市 536,270人)
2 備後圏域 (福山市)	H27年2月24日	H27年3月25日締結式	H27年3月25日公表	【岡山県】笠岡市、井原市 【広島県】三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町(計:5市2町)	875,682人 (うち福山市 461,357人)
3 高梁川流域連携中枢都市圏 (倉敷市)	H27年2月17日	H27年3月27日締結式	H27年3月27日公表	【岡山県】笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町(計:6市3町)	783,035人 (うち倉敷市 475,513人)
4 みやざき共創都市圏 (宮崎市)	H26年12月1日	H27年3月25日締結式	H27年5月12日公表	【宮崎県】国富町、綾町(計:2町)	428,716人 (うち宮崎市 400,583人)
5 久留米市広域連携中枢都市圏 (久留米市)	H27年11月2日	H28年2月23日締結式	H28年2月23日公表	【福岡県】大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町(計:3市2町)	459,623人 (うち久留米市 302,402人)
6 みちのく盛岡広域連携中枢都市圏 (盛岡市)	H27年10月30日	H28年1月15日締結式	H28年3月25日公表	【岩手県】八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町(計:2市5町)	481,699人 (うち盛岡市 298,348人)
7 石川中央都市圏 (金沢市)	H27年12月4日	H28年3月28日締結式	H28年3月28日公表	【石川県】白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町(計:3市2町)	723,223人 (うち金沢市 462,361人)
8 長野地域連携中枢都市圏 (長野市)	H28年2月17日	H28年3月29日締結式	H28年3月29日公表	【長野県】須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町(2市4町2村)	554,256人 (うち長野市 381,511人)
9 下関市連携中枢都市圏 (下関市)	H27年9月30日	H27年12月18日 (形成方針策定)	H28年3月29日公表	【山口県】下関市 (合併1市圏域)	280,947人
10 大分都市広域圏 (大分市)	H27年12月22日	H28年3月29日締結式	H28年3月29日公表	【大分県】別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町(計:6市1町)	787,663人 (うち大分市 474,094人)
11 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏 (高松市)	H27年9月4日	H28年2月16日締結式	H28年3月30日公表	【香川県】さぬき市、東かがわ市、三木町、綾川町、土庄町、小豆島町、直島町(計:2市5町)	593,743人 (うち高松市 419,429人)
12 熊本連携中枢都市圏 (熊本市)	H27年6月18日	H28年3月30日締結式	H28年3月31日公表	【熊本県】宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、阿蘇市、高森町、山都町(計:4市10町2村)	1,116,317人 (うち熊本市 734,474人)
13 広島広域都市圏 (広島市)	H28年2月15日	H28年3月30日締結式	H28年3月31日公表	【広島県】呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町 【山口県】岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町(計:10市13町)	2,341,287人 (うち広島市 1,173,843人)
14 北九州都市圏域 (北九州市)	H27年12月24日	H28年4月18日締結式	H28年4月18日公表	【福岡県】直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町(計:5市11町)	1,425,339人 (うち北九州市 976,846人)
15 しずおか中部連携中枢都市圏 (静岡市)	H28年3月1日	H28年3月31日	H28年4月28日公表	【静岡県】焼津市(計:1市)	859,446人 (うち静岡市 716,197人)

連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する

包括的財政措置（※複眼型も同様に措置。以下同じ。）

(1) 連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置

①普通交付税措置

「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置

（圏域人口に応じて算定／例：圏域人口75万で約2億円）

②特別交付税措置

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定

(2) 連携市町村の取組に対する特別交付税措置

1市町村当たり年間1,500万円を上限

2. 地域活性化事業債の充当

- ・「連携中枢都市圏構想の推進」に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業債を充当。（充当率：90%、交付税算入率：30%）

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、償還金利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資比率及び融資限度額の引き上げ
（例：融資比率35%→45%）

5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充（措置率0.6→0.8）

6. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・辺地度点数の算定に当たって、「近傍の市役所等」として、連携中枢都市までの距離により算定可能

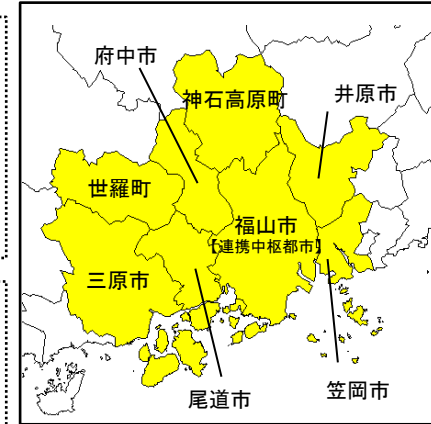
備後圏域連携中枢都市圏の取組

圏域形成に至った経緯

- 県境を越えて都市圏を形成しているが、江戸時代以前は備後国として一体であった地域。
- 圏域の自治体の大部分は、昭和の高度成長の時代に「備後地区工業整備特別地域」に指定され、日本経済を支える工業地域としての発展の礎を築くなど、住民の日常生活のみならず、経済的な結び付きも強い地域。
- 平成23年度には圏域の6市2町の市長・町長で組織する「備後圏域連携協議会」を立ち上げ、広域的な課題解決に向けた取組として、こども発達支援センターの共同運営や防災協定の締結などを行ってきた。

苦労した点

- 連携中枢都市と圏域市町への財源措置及び構成市町の動機づけ(財源措置のメリット、連携する目的等)
- 連携中枢都市圏構想に提案する時点では、連携市町の一部に「合併につながるのではないか」という懸念があった
- 企画担当課と事業所管課との間で、目標の共有に時間を要している(連携中枢都市、圏域市町 共通)



圏域全体の経済成長のけん引

びんご産業支援コーディネーター事業について

圏域での中小企業等の様々な経営課題の解決を支援するため、専門知識を持つ「びんご産業支援コーディネーター」を設置。

圏域の大手企業OB等を中心としたコーディネーターが、圏域内の中小企業等に対して販路開拓やブランド戦略などのアドバイスや事業者間のマッチングを実施。

今後は、コーディネーター自身のスキルアップ、産業と大学の連携を進めて行くためのネットワーク等の強化等を推進予定。

事業費は、圏域市町で利用実績に応じて負担。



産業支援コーディネーター

備後圏域産業連関表の作成

福山市が、備後圏域全体の産業連関表を作成する。

また、備後圏域の産業連関表に基づいて作成した経済波及効果測定シートをオープンデータとして公表予定。産業連関表を事業者等が活用することで、圏域内における地域経済活性化に資する事業の創出につなげる。

高次の都市機能の集積・強化

高度医療の充実や強化

福山市民病院の救命救急センターやがん医療に係る医療機器の整備等、高度医療の提供体制の充実に努める。また、圏域の公立病院等の医療機関との連携強化を図るとともに、潜在看護師の復職支援など、圏域全体での看護師の確保、教育・研修の充実等に取り組む。

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

こども発達支援センターの共同運営

発達に課題のある子どもの支援を行う専門機関が圏域内になかったことから、福山市が医療機関である「こども発達支援センター」を整備し、医師などの専門スタッフを確保する中で、圏域市町と共同運営している。

保育所や医療機関等と連携して、発達に課題のある子どもに関する相談や診察、訓練を行うなど、専門的できめ細かな支援を実施。事業費は、圏域市町で利用実績に応じて負担。

圏域全体の地域包括ケアシステムの構築

在宅医療・介護連携の推進に向けて、各市町で連携して、医療・介護事業所の位置やサービスなどの情報がわかるマップの作成などに取り組んでいる。また、福山市が実施している市民後見人養成講座受講対象者を圏域へ拡大するなど、認知症対策も推進。事業費は、圏域全体に係るものは福山市が負担し、市民後見人養成講座の開催経費などは圏域市町が負担。

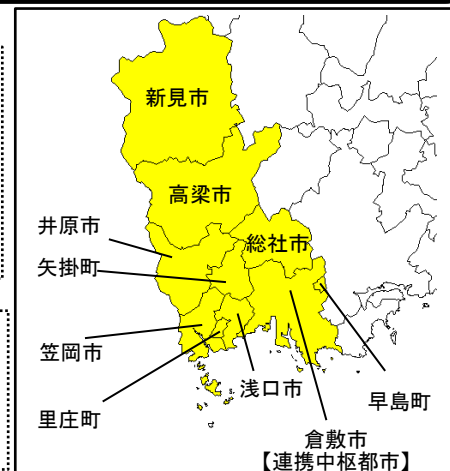
高梁川流域連携中枢都市圏の取組

圏域形成に至った経緯

- 高梁川流域は、7世紀後半に吉備国を三分して設けられた備前国、備中国、備後国のうち備中国領域とほぼ圏域を同じくし、この流域圏は、13世紀以上を経ても地域間の強いつながりが引き継がれている。
- 昭和29年3月:「高梁川流域連盟」を設立。産業や文化・教育など流域全般の文化向上に寄与する取り組みを不断に推進。平成25年10月:60周年記念サミットを開催し、今後の流域活性化のため、連携をより強固なものとし、まちづくりにかかる課題解決に共同で取り組むことを宣言。

苦労した点

- 関係者(倉敷市庁内及び市議会議員、連携市町の職員・議員、圏域内の産学金官民の各関係機関等)に対し、地方自治法改正に基づく新たな広域連携による連携中枢都市圏形成の必要性について理解を得るため、きめ細やかな説明を行うよう努めた。



圏域全体の経済成長のけん引

経済成長戦略推進事業

産学金官民で構成する「高梁川流域経済成長戦略会議」を運営し、圏域の経済成長に向けた調査・研究を実施するとともに、経済成長に向けた戦略、事業について協議する。事業費の大半は倉敷市の負担。

⑳は、戦略会議で決定された8件の新規事業を含む19事業を圏域で実施予定。

データで紡ぐ高梁川流域事業

圏域全体の人口・経済等のデータを一元化し、地域の住民や事業者等がまちづくりやビジネスに活用できるようデータを加工・分析・ビジュアル化する「仕組み」と「人材」を整備。

オープンデータを提供し、事業者が活用することで、圏域でのイノベーションや地域のビジネスの創出といった地域経済の活性化につなげる。

㉑は、まずは倉敷市に係るデータの収集・分析に着手+圏域の企業等を対象にセミナーを実施。㉑は先行型交付金が採択された(50百万円)。

地域資源活用推進事業

企業に補助金を交付し、圏域内の地域資源を用いた研究開発・商品開発支援を実施。併せて、物産展・見本市等を開催して地域資源を発信する。

事業費は倉敷市の負担。

流域ソーシャルイノベーション推進事業

ソーシャルビジネス支援センター(仮称)を設置し、社会起業家、NPO等に対する相談業務を実施。また、社会起業家等と金融機関・商工団体等との連携を促進するための支援ネットワークを構築。事業費は倉敷市の負担。

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

保育士・保育所支援センター運営事業

圏域内での保育士確保等を目的に保育士・保育所支援センターの設置・運営を行い、コーディネーターを配置(2名)。圏域の認可保育所での就労希望者(潜在保育士)を対象とした再就職支援等各種研修事業を実施。事業費は倉敷市の負担。

圏域内公共建物現況調査・台帳作成支援事業

倉敷市の専門技師のノウハウを活かし、希望する連携市町の公共施設の建物点検・修繕計画の策定・図面のデータベース化を行う(連携市町から倉敷市への委託)。連携市町はその成果を基に公共施設の将来的な管理計画を策定。民間への委託に比べ大幅なコスト削減を達成。

移住交流推進事業、冊子作成等圏域発信事業

東京・大阪で開催される移住交流イベント等への圏域市町共同出展や倉敷市に所在するお試し住宅の運営、圏域への移住定住者を紹介した移住冊子の作成等を実施。事業費は倉敷市の負担。

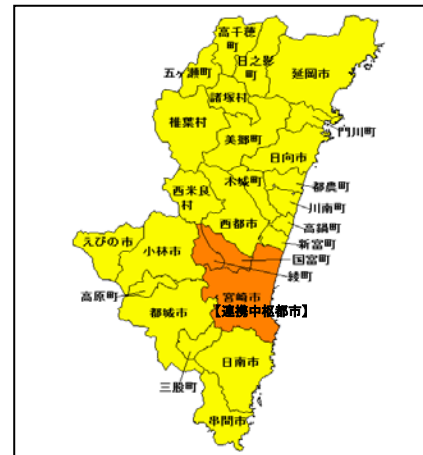
みやざき共創都市圏の取組

圏域形成に至った経緯

- 連携中枢都市圏である「みやざき共創都市圏」は、宮崎市、国富町及び綾町の1市2町による構成となっているが、この圏域は、昭和46年度から平成22年度まで形成していた1市6町(旧合併町を含む)による『宮崎東諸県広域市町村圏』と同じ枠組みであり、従来から広域連携の素地のある圏域となっている。
- 宮崎市と国富町・綾町は同じ生活経済圏を形成している。

苦労した点

- 連携中枢都市圏としての取組は、平成27年度から開始していくことを目標としていたため、時間的な制約がある中で、圏域の産学官民の代表からなる宮崎広域連携推進協議会の了解を得ながら、連携市町の地方版総合戦略と圏域の連携中枢都市圏ビジョンの共通のフレーム(重点項目)等を構成することは、あまり余裕のない作業であった。



圏域全体の経済成長のけん引

みやPEC推進機構運営事業

農商工連携及び6次産業化の取組を推進するため、JA宮崎中央、宮崎県経済連、宮崎商工会議所、国立大学法人宮崎大学などの関係13団体で構成する一般社団法人みやPEC推進機構を創設。

機構では、生産・加工・販売が県内で完結する仕組みを構築するため、会員間のマッチングを促進し、地域資源の消費拡大や積極的な広報活動、新たな商品開発支援やプロモーションに取り組んでいる。

宮崎市は職員の派遣、運営費の支援を行う。

(例)地元の農水産物を使った新商品の開発(はもれトルト・缶詰等)

高次の都市機能の集積・強化

宮崎西IC周辺防災支援拠点整備事業

圏域の2次救急医療機関(地域災害支援拠点病院)である宮崎市郡医師会病院の移転支援を行い、救急救命体制を確保する。(南海トラフ巨大地震等による津波被害が懸念される海岸エリアから、内陸部へ移転)

宮崎市は、土地の取得・造成や、高速道路網等からのアクセスの確保、運営費の一部負担などの支援を行い、連携町は、病院移転に伴う住民への周知や、運営費の一部を負担。

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

総合発達支援センター運営事業

総合発達支援センターは、障がいのある児童とその家族が、地域で安心して生活できるよう、診療、機能訓練、相談・療育支援の提供などを行う支援拠点であり、圏域外の住民も利用対象となっている。

連携事業の位置づけのもと、初診待機期間の短縮を目的として常勤小児科医師1名を新たに配置し、待機期間が6か月から3か月の短縮につながった。

宮崎市は、維持管理費や運営費の一部を負担。連携町は、運営費の一部を負担。

移住・定住促進(移住センター運営)事業

移住・定住に関する「ワンストップ窓口」を設置し、圏域の情報発信、相談等を行う移住コンシェルジュを配置。関係機関と連携しながら、移住希望者に住まいや就職等に関する情報を提供する。

運営費用については、宮崎市が負担。

今後は、関係機関や関係団体と連携した移住者のフォローアップもあわせて行い、大都市圏から高度人材の還流を目指す。



奈良県における市町村との連携・協働（「奈良モデル」の取組）

連携自治体

・奈良県 ・県内全市町村（39市町村）

背景

- ・平成20年10月、県と市町村の連携による効率的な行政運営の検討を開始。
- ・平成21年4月、知事と市町村長が一堂に会して意見交換を行う「奈良県・市町村長サミット」を開始。以後、年6回程度実施。

※「奈良モデル」とは

奈良県と市町村が連携して行政の効率化や地域の活力の維持・向上を図っていく、奈良県という地域にとって最適な地方行政の仕組みを目指す取組。



これまでに成果のあった主な取組

①市町村の合意のもと県が委託を受けて代行

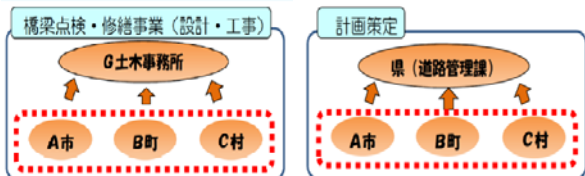


★道路施設

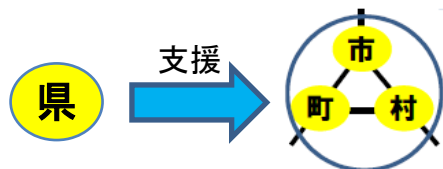
維持管理業務の支援

職員派遣

- ・市町村の技術職員の減少（12町村の土木技術職員が0人）を受け、県から技術支援を実施。
- ・まず点検を実施し（15/39市町村が県に委託）、全市町村の橋梁長寿命化修繕計画の策定が完了（32/39市町村が県に委託）。



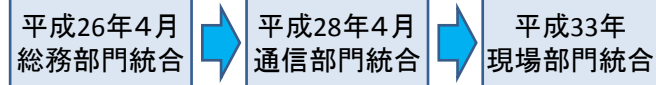
②市町村間の広域連携を県が支援



★消防の広域化

一部事務組合

- ・広域化推進計画の策定等において県が強いリーダーシップを発揮し、人的支援、財政措置も実施。
- ・11消防本部（39市町村のうち37市町村）が1つの消防組合に統合。
- ・組織は、総務部門→通信部門→現場部門と段階的に統合予定。



③県と市町村が協働で事業実施



★過疎地域における

広域医療体制の整備

一部事務組合

- ・12市町村と県が構成員となり、3つの公立病院を、救急医療を中心に担う病院（平成28年4月開院予定）と、療養期を中心に担う2つの病院に再編整備。
- ・9つのへき地診療所と連携し、地域医療サービスの充実も図る。



鳥取県と町との効果的な業務分担（鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約を活用した取組）

連携自治体

・鳥取県 ・日南町・日野町・江府町

背景

- ・平成22年7月、日野地区連携・共同協議会を立ち上げ。以後、消費者行政、障害者雇用等の分野で事務の連携・共同処理を実施。
- ・協議会の運営に機動性・柔軟性を欠く面があったため、平成27年6月30日に協議会を廃止し、同年7月1日、**県と日野郡3町で地方自治法に基づく連携協約を締結**。

事業内容

★発達相談支援(母子保健)

連携協約

- ・個別相談業務、集団教室、保護者交流会、発達支援関係者等を共同開催。市町村業務についても県が事業運営の調整を行うなど、3町と共同して事業を実施。県は、合同相談会への医師・保健師の派遣等に積極的に関わるなど、専門性確保の観点からの支援も実施。

★道路の除雪・維持管理

連携協約

- ・県が直営で実施していた3町内の県道の道路維持管理・除雪の一部を町に業務委託。これにより、除雪等の対応を県道・町道の分け隔てなく、速やかで効率的に対応可能とした。

★消費者相談・消費者啓発

連携協約

- ・県、市町村が同一のNPO法人へ消費者相談業務の一部を委託。全県的にいわば共同実施のような形で業務を実施。日野郡3町間では各役場で年24回の専門相談が行われているが、3町間で開催日を調整することで、自庁舎で相談業務が行えない場合も、3町間で電話転送や相談員が待機している他町の窓口を案内するなど連携して住民への対応を実施。

★鳥獣被害対策

連携協約

- ・圏域全体で被害対策を行う実施体を組織し、人材の確保育成を実施。さらに、農産物の被害対策を超えた地域の活性化や生活環境を含めた山間集落の総合的な支援対策へと取組みの拡充を進めている。



静岡県による市町村の補完（消費生活センターの共同設置等）

連携自治体

・静岡県 ・右記1市5町

背景

- ・平成27年4月、静岡県は「賀茂振興局」を設置し、関係市町との連携体制を強化。
- ・同月、「賀茂地域広域連携会議」(構成員:静岡県副知事、賀茂地域の市町長)を設置し、以後、約10ヶ月で7回実施。



事業内容

★消費生活センターの共同設置

連携協約

機関等の共同設置

- ・県内の消費生活相談体制の整備が急務だが、消費生活相談員の確保や単独でのセンター整備が困難、市町間連携による検討も進捗せず⇒**県と1市5町で地方自治法に基づく連携協約を締結**し、共同設置規約を制定して**消費生活センターを共同設置**。
- ・効率的、専門的な運用が可能となるとともに、県民相談が併せて実施されることで、**多様な相談に対応可能**となる。

★税の徴収事務の共同処理

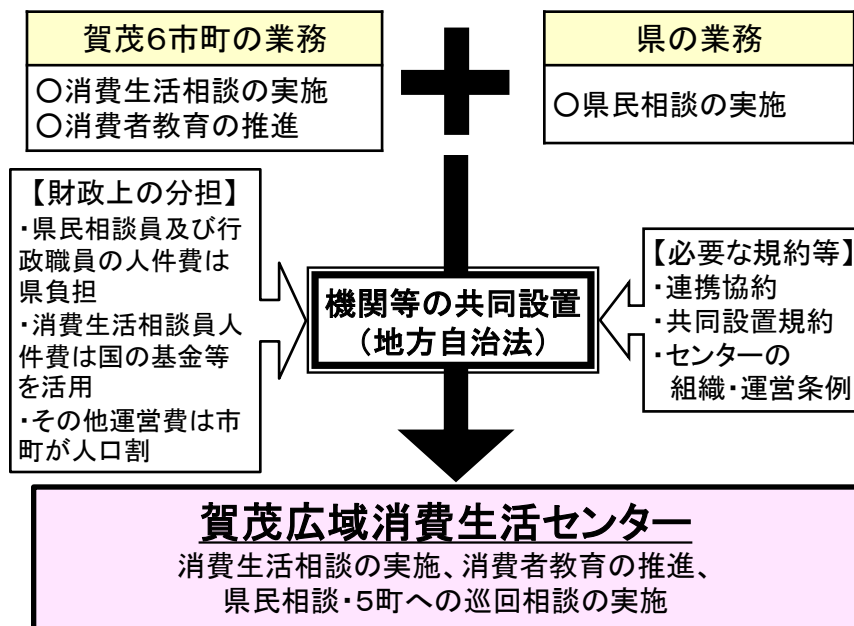
協議会

- ・県、市町の職員で「賀茂地方税債権整理回収協議会」を設置し、市町村税の徴収事務の共同処理を行う。

★指導主事の派遣

職員派遣

- ・指導主事未配置の賀茂地区の5町に県の指導主事を派遣(平成26年度～28年度)。各学校訪問(訪問指導、初任者研修等)、研修会の企画・開催等を実施。
- ・指導主事の派遣を踏まえ、**5町間での地方自治法に基づく指導主事の共同設置**について、**県と5町で検討**。



国分寺市・小平市 三大都市圏における水平連携について

連携自治体

- ・国分寺市、小平市

背景

- ・両市では、各市の行政改革を推進するため必要不可欠なものとして、広域連携の取組を実施。
- ・これまでに、図書館及び体育施設の相互利用等を実施。
- ・今後、広域連携の取組を深化するため、以下の事業について検討。

検討内容

★公共サービス事業の広域化

- ・公共施設のさらなる相互利用の推進や共同設置等に向けた課題を整理し、解決の方向性を検討。
- ・両市民の公共施設を利用する際の負担軽減を図るために、ICTを活用した施設予約システムの導入を検討。
- ・既存施設の運営の効率化・適正化を図るため、保守点検等の委託業務の一括発注や、同種・類似施設への指定管理者制度の共同導入等の可能性を検討。

★広域行政データの集約化・利活用(オープンデータ)

- ・両市で個別に整理している行政運営上必要となる各種データや統計データ等について、共通のフォーマットで公表するなど管理の効率化に向けて検討。
- ・また、集約したデータについては、民間に提供するなど利活用を検討。



★広域的地域公共交通ネットワークの構築

- ・交通空白地域の解消や、市域を越えた移動需要に対する利便性の向上を目的として、広域的視点からコミュニティバス等の地域公共交通網のあり方、効率的な事業運営のあり方について検討。



コミュニティバス

★建築基準行政の共同実施

- ・既に建設基準行政を実施している国分寺市と、今後、東京都からの建設基準行政の移管を検討している小平市で、建設基準行政の運営に関する課題を共有し、建築基準行政の共同実施を事務の仕分け等を行い検討。
- ・共同実施により、職員配置の柔軟性・専門性の向上や、両市一体と良好な市街地環境の維持・向上の実現の可能性を検討。

広域連携の仕組みと運用について

共同処理制度

制度の概要

運用状況(H26.7.1現在)

連携協約

地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。

※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。

協議会

地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。

○設置件数:210件
○主な事務:消防38件(18.1%)、広域行政計画等29件(13.8%)、視聴覚教育22件(10.5%)

機関等の共同設置

地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。

○設置件数:416件
○主な事務:介護区分認定審査129件(31.0%)、公平委員会115件(27.6%)、障害区分認定審査105件(25.2%)

事務の委託

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。

○委託件数:5,979件
○主な事務:住民票の写し等の交付1,341件(22.4%)、公平委員会1,143件(19.1%)、競艇856件(14.3%)

事務の代替執行

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。

※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。

一部事務組合

地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。

○設置件数:1,515件
○主な事務:ごみ処理399件(26.3%)、し尿処理349件(23.0%)、消防276件(18.2%)、救急275件(18.2%)

広域連合

地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

○設置件数:115件
○主な事務:後期高齢者医療51件(44.4%)、介護区分認定審査45件(39.1%)、障害区分認定審査30件(26.1%)

(注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

(注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(青森県新産業都市建設事業団)については、なお従前の例によることとされている。

(注3) 協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。